

第3回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

平成28年11月25日（金）15時～

安東議長

皆さん、こんにちは。

ただ今、出席議員は12名で地方自治法 第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立致しました。これより、本日をもって招集されました、平成二十八年第三回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会致します。

議事日程はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略致します。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願い致します。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第二条の規定により、議長において、十二番 木田 憲治君、一番 辛島 光司君を指名します。

安東議長

日程第二、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。

本定例会の会期は、本日一日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

安東議長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと決定致しました。

安東議長

日程第三、諸般の報告を求めます。

岡部事務局長

はい、議長

安東議長

はい。岡部 輝明君

岡部事務局長

皆様こんにちは。事務局長の岡部でございます。

平成28年7月臨時会から、今定例会までの事務報告でございます。お手元に印刷配布しておりますので、それによりご了承をお願いいたします。以上でございます。

安東議長

日程第四、議第十三号から議第十六号までを一括上程し議題と致します。

日程第五、提案理由並びに議案説明についてですが、管理者よりこれまでの事業者選定に係る経過について報告をしたい、との申し出がありましたので、発言を許可し、そのあとに提案理由の説明を求めます。

管理者 是永

はい、議長。

安東議長

はい、管理者 是永 修治君

管理者 是永

皆さん、こんにちは。管理者の是永でございます。

議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明に入る前に、クリーンセンタ

一、ごみ処理施設の事業者選定事務に係る経過等についてご報告いたします。

クリーンセンターの整備運営事業の事業者選定につきましては、本年4月21日の入札公告により総合評価、一般競争入札で事業者を公募いたしましたところ、6月に2つの企業グループから入札参加資格審査書類の提出があったところでありませ

しかしながら、事業提案書と入札書の提出期限である9月30日の直前になって一つのグループ代表企業から会社事情によるものという理由で、入札辞退届が提出されました。この動きを巡って代表企業への事情聴取や入札の執行停止、再公告を求める要望書が、宇佐市内の建設業者より、提出されるとともに入札辞退を疑問視する内容のビラの配布や、背景に暴力団の関与があったとする内容の情報が寄せられました。

このように不正を疑わせる情報が複数寄せられたため、10月3日入札手続きを一時停止した上で地方自治法施行令の規定に基づき、その者と契約を締結することが著しく不相当と認めるときに該当するかどうかを見極めるため、外部有識者による公正入札調査委員会を設置いたしました。

調査委員会の調査は呼び出しによる事情聴取、文書照会による回答及び資料提供依頼という手法で10月13日から6回にわたり実施され、昨日その最終報告を受けました。

報告書によりますと、まず入札を辞退したグループ代表企業に対し、入札辞退の経過について事情聴取したところ、本案件の為に契約していた営業協力店が過去の不祥事に関与していた疑いがあるという親会社からの指摘に対し、完全な潔白を証明できなかったことなどから入札を断念したとのことでありました。調査委員会として、提出された資料からも社内事情によるものであるとの主張には合理性が認められるとの結論に至ったとのことでありました。

次に暴力団の関与につきましては、関与があったとする情報を裏付ける物証も具体的証言も存在せず、いずれも憶測の域を脱しないと評価せざるを得ない、よって暴力団の関与があったとは認定できないといたしております。

また、コンサルタントの不正な関与があったか、及びもう一つのグループ代表企業等からの不正な関与があったか、についても調査いたしました憶測の域を脱せず、不正があったとは認定できないとしております。

以上の結果、不正を指摘する情報は複数あったものの、いずれも事実を示す具体的な物証または証言は得られず、本委員会の有する権限において調査した限りでは、その者と契約を締結することが著しく不相当である場合に該当するような談合等の不正の存在は認められないとの結論でありました。

このような調査結果について先ほど広域議会にご報告したところ、議員各位より様々なご意見をいただき、議長からは議員皆様方の意見や考え方を十分考慮するとともに、将来に禍根を残さないよう最良の判断をするよう要請をされました。

広域事務組合といたしましては、このような発言を真摯に受け止め、予想される課

題等を整理し、正副管理者会議で早急に今後の方針を、対応方針を協議したいと考えております。何卒ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議第十三号から議第十六号までの提案理由についてご説明をいたします。

議第十三号は平成 28 年度 宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算 第二号案でございますが、今回の補正額は 940 万 9 千円の増額で、累計予算額は 6 億 726 万 5 千円となります。

歳入補正につきましては、分担共有負担金が 5755 万 3 千円の減額、繰越金が 6696 万 2 千円の増額となっております。

歳出補正につきましては、総務費の内、委託料が 71 万 9 千円の増額で、衛生費のうち、役務費が 8 千円の増額、工事請負費 525 万 2 千円の増額、負担金、補助及び交付金が 343 万円の増額であります。

総務費の増額は、地方公会計制度の係る財務諸表の作成業務委託費によるものであります。衛生費のうち、役務費の増額は給水装置検査手数料によるものであり、工事請負費の増額は現在、工事中の市道ふるさと東部線の路床改良によるもの、及び水道を建設事業地内に引き込むための水道引込工事によるものであります。

また、負担金、補助及び交付金の増額は宇佐市に工事を委託し負担金を支払うこととしている市道西大堀高森線の構造物変更に伴う用地測量費の増と水道加入者負担金を新たに計上することによるものであります。

議第十四号は、平成 27 年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入再決算の認定についてでございますが、これは地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付するもので、歳入の決算総額は 3 億 7335 万 8373 円、歳出の決算総額は 3 億 639 万 4719 円となっております。歳入の主なものは負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金などで、そのうち負担金が歳入の全体の 87.2%、国庫支出金が 8.6%を占めております。歳出の主なものは公有財産購入費、派遣職員 5 名分の人件費、事業実施に係る生活環境影響調査業務などの委託料などで公有財産購入費が歳出全体の約 34.8%、人件費が約 15.8%、委託料が約 16.6%占めております。

議第十五号は宇佐・高田・国東広域事務組合行政財産使用料条例の制定についてでございますが、建設用地内の電柱建て込みにかかる使用料を徴収する必要があるため、宇佐市条例を準用する形で制定するものであります。

議第十六号は、宇佐・高田・国東広域事務組合財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の制定についてでございますが、建設用地内において、宇佐市使用の土地と交換等が必要となるため、宇佐市条例を準用する形で制定するものであります。以上ご審議のほど宜しくお願いを申し上げます。

以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。続いて、監査委員に監査の結果について、報告を求めます。

はい、議長

監査委員 原田 芳文 君

安東議長

原田監査委員

安東議長

原田監査委員

安東議長

原田監査委員

皆さん、こんにちは。代表監査委員の原田です。平成 27 年宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算審査の結果について報告します。地方自治法第 233 条 第 2 項の規定により管理者から平成 27 年度の決算が審査にされましたので、去る 8 月 24 日に宇佐・高田・国東広域事務組合の会議室において事務局職員に説明を求め、議会選出、監査委員の丸小野 宣康 氏とともに、決算審査を実施しました。実施の方法としましては、歳入歳出決算書、関係諸帳簿との照合、関係書類の審査をいたしました。

その結果、歳入歳出決算書、及びその他の関係諸帳簿は関係書類と符合しており、適正に事務処理されていると認めました。

審査の内容につきましては、お手元に配布しています、審査意見書に述べておりますが、その概要について説明します。決算の歳入総額は 3 億 7335 万 8 千円、歳出総額は 3 億 639 万 5 千円で差引額は 6696 万 3 千円であり、実質収支額も同額となっております。その差引額は全額を翌年度に繰越されております。組合の平成 27 年度の事業は一般廃棄物処理基本計画の中間見直しとしての、ごみ処理基本計画の策定や事業の円滑な実施を推進する基礎となる生活環境影響調査の実施、さらに、建設用地の用地買収や、施設整備及び、運営事業を DBO 方式で実施するための事業者選定業務等であります。特に、用地買収業務は今後事業の進捗を大いに左右する業務であることから、経験豊富な大分県土地開発公社と用地取得業務等の委託契約を結び、業務を実施しております。年度内には一部、ご理解をいただかず未契約で残った用地もありましたが、今のところ施設建設には支障のない程度までの用地取得が進んでおります。また、DBO 方式で事業を推進するための事業者選定にかかる、事業者選定、事業者選定委員会の中で実施しており、すでに入札説明書や要求水準等の必要書類を協議決定して入札公告を終えております。地元関係地区に、・・・すいません。地元関係区に対しては、地域活性化交付金の交付や西大堀地区に対しては、まちづくり交付金の交付を行うなど周辺対策を含めて施設建設に関する具体的な事務事業は、ほぼ計画通り進んでおります。今後につきましてはごみ処理施設の整備や運営事業にかかる事業者を選定委員会において公平公正に選定され、国内最高水準の技術を取り入れた安心安全な施設建設の早期着工に向けて鋭意努力することを要望いたします。以上で監査報告を終わります。

安東議長

はい。日程第六、これより一般質問に入ります。発言の通告がありますので、発言を許可します。

5 番 齊藤 文博 君

齊藤 議員

はい。

はい。皆さん、改めましてこんにちは、議席番号 5 番の齊藤です。平成 28 年 3 回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会、定例会において、3 項目 4 点について一般質問いたします。

1 項目めは、周辺整備で建設地、北側を通る県道和気長洲線についてですが、これはすでに宇佐市の議会の一般質問で私が提起して、宇佐市からは大分県に要望して

いるわけですが、その位置付けとして、この広域事務、広域ごみ処理施設ができるという位置づけでも、広域からも3市の市長連盟で要望を取り組んで早急に実施していただきたいことから質問させていただきます。

2項目め、周辺住民は施設建設後の地元雇用にかなり期待しているようです。噂が先に飛び交い雇用人数まで私の耳に入っています。全く未定な状況で私が否定しても、その噂というのは消え去らない。そこで、現実にはシビアに回答するのが私は広域事務組合の役割だろうと思います。

現施設で3市の雇用形態はどうなっていることと含めてご答弁をいただけたらと思います。

3項目め、隣接する宇佐市の都市公園の計画に関連してです。ごみ処理施設の事業がいよいよ本格化して私は日々その土地の整備で変わっている姿をみえています。それに含めて隣接する都市公園用地は雑草の中で今、埋もれていたわけですが大麦芽若葉の耕作、再開して少しは見られるなっています。これから5年間かけて都市公園が建設されるわけですが、一体として宇佐市は考える中で、まず、1点目に施設からの余熱利用、これは広域としてどう考えているのか？2点目はカッコ書きしていますように、広域議会一般質問としてはどうかと思うんですが、ここ1年で伊方原発の問題が大分合同にも連載して非常にま〜危険と地震との関連もあります。この際ま〜私の提案という形で質問しているわけですが、公園施設は臨時避難所としてはま〜非常に適している場所と思うんですが、今後、立地する施設を含めて広域で協議する考えはないか、このことを質問して私の今回の一般質問の初回質問を終わります。宜しくご答弁お願いします。

安東議長

はい。斉藤君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

管理者 是永

はい、議長

安東議長

はい、管理者 是永修治君

管理者 是永

管理者の是永でございます。五番の斉藤議員の一般質問にお答えをいたします。

1項目め、周辺整備で建設、北側を通る県道と気長洲線の改良整備は、宇佐市からは大分県に要望しているが、広域としても要望の取り組みをすべきではないかについてであります。議員お尋ねの県道と気長洲線は県道長洲宇佐線のことと思われませんが、当該路線は歩道がなく一部、歩道が一部なく、交通量が増大した時の危険性を兼ねてより議員から指摘をされておりました。広域事務組合では平成26年～平成27年に実施をいたしました生活環境影響調査、いわゆる環境アセスの中で県道長洲宇佐線の交通量調査を行いました。その結果はクリーンセンターの稼働時間である午前7時～午後7時までの12時間で車両台数の増加数は23台、現在の同時間の交通量の総車両台数が1808台であることを考慮した場合、クリーンセンター建設に伴う車両台数の増加率は1%余りにとどまり、影響は極めて小さいとの予想でありました。まっ、しかしながら、クリーンセンターに隣接して建設が予定されてる宇佐市の都市公園の開設等により交通量が増大する可能性がありますので、実施主体である宇佐市と協議した上で、県道長洲宇佐線の対応方針を検討してまい

りたいと考えております。

次に2項目め、周辺住民は施設建設後の地元雇用にかなり期待しているようだが、現在答弁できる内容についてはありますが、今年4月の広告とともに公表した要求水準書では、地元雇用や地元企業からの工事や材料調達、納品等について配慮すること、また地域と一体となった運営を行う事としており事業者からの具体的な地元貢献策が提案しているものと思われまます。現施設での3市の雇用形態についてありますが、構成市に紹介いたしましたところ焼却、不燃物処理部門の現施設の雇用形態は宇佐市は市職員7人、臨時職員等9人と運営委託先企業で正社員2名、契約社員14人、パート6人であり。豊後高田市は市職員2名と、運営委託先企業で正社員6人。国東市は市職員1人、臨時職員等4人と、運営委託先企業で正社員12人となっております。

次に3項目め、隣接する宇佐市の都市公園建設計画に関連しての1点目。施設からの余熱利用を広域としてどう考えているかについてですが。クリーンセンターの整備にあたりましては循環型社会形成交付金の適応を受けるため余熱利用設備として蒸気タービン発電設備を予定いたしております。しかしながら、現計画では発電設備に必要な熱量以上の余熱が発生する見込みとなっているため、余剰分は宇佐市が計画である都市公園の余熱利用施設に熱供給を行う予定で、計画であります。この余熱で想定できる施設例は25mプールとシャワー設備となっております。

次に2点目、公園建設地は現在避難所に適した場所と思う。今後、備蓄施設も含めて広域で協議する考えはないか、についてですが、宇佐市によりますと、計画策定中の都市公園は福祉関連施設、スポーツ関連施設、及び災害時対応施設の整備を目指し、大規模災害時における市民の一時避難所として機能できるよう整備計画を行うとともに、救援活動や復旧復興にあたる拠点などの役割を果たす都市公園整備を進めていく計画と伺っております。広域事務組合が整備する施設の内、管理棟の会議室は災害時の一時避難所としても活用できるほか、多目的広場も防災等に資すると考えられますので、一体的に防災機能が発揮できるよう宇佐市と協議してまいりたいと考えております。以上で私からの答弁は終わりますが、再質問等につきましては、事務局長から答弁に立たせますので、よろしく願いいたします。

安東議長

先ほどは、斉藤文博君を博文君と大変間違えまして申し訳ございません。

以上で斉藤議員の一般質問に関する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

斉藤議員

はい、議長。

安東議長

はい、斉藤議員

斉藤議員

9月の宇佐市の定例会で申し上げ、申したんですが、一般質問というのは、かなり私は控えてまして、ほぼ先ほどの監査報告にありましたように、建設が進んで、もう建設できるような用地整備をされてるんで、まっもう、これからは自由に発言ができるということから、今回3点、3項目について質問させていただきました。この一いづれも私たち、私は地元の一人として。要するに先進地、新しい施設の建設

できたところに行って、見学させていただいております。その時にまず感じた事は施設の周り、住民に対しての安全安心な住まいづくりということでインフラ整備、特に道路が立派にできていたと、そういう事からすれば、道路事情の部分についてはゴミ処理の建設によって、増加はしない、交通量の増加はしないがということではありますが、あの一ゼひですね。高田と国東市長さん。帰りにですね。現地を歩いていただきたいと思います。ちょうど長洲から来るのと、10号線から来る、うちの地区だけ歩道がないんです。交通事故のあの、あれには上がってないんですが、私の家の前の田んぼも県道と隣接してまして、車の転落事故だけでも上がってないだけの相当あります。一度見ていただいてですね、とりあえず、周辺の安全安心という部分から見ていただいて、そのご要望を挙げていただきたいと思います。これはあの～要望で結構ですからぜひ帰りに一度通っていただきたいなと思います。

2点目の周辺住民の施設建設後の地元雇用、これにあの一具体的な数とかが地元で噂になってるんですけども、これはどこから出た噂なんですかね？

岡部事務局長

はい。議長

安東議長

はい、事務局長、岡部君

岡部事務局長

斉藤議員の再質問にお答えいたします。雇用人数の関係ですが、先進地あるいはメーカーからのアンケートをもとに約40人前後であると言うようなお話は説明会等でした経緯がございます。以上でございます。

安東議長

はい。斉藤議員

斉藤議員

あの一皆さんのお手元に配られてます。大麦若葉の件の地元の要望の件ですが、こう言った調査結果っちいうのは、かなりま～今回やっていただいてですね。ピシャっとした形で広域事務組合の見解を出していただいています。これからはですね。そういった噂を、噂で流すんじゃなくて出来るものはできると、できないものはできないと言う地元のね、説明をできるだけ、そういう噂を打ち消してほしいんですよ。これまでは地元で遠慮しちよった部分もあるんですが、そのほかに色々ま～噂があがってですね。私が広域の議員で一番情報が早いのに、私のことは信用されないっていう現実があるわけです。そういった部分でね。やっぱこれからも施設も含めてですけども。噂をピシャっと否定できるだけの事務組合の発信力を持ってほしいんですが、その点……。

安東議長

はい、事務局長 岡部君

岡部事務局長

はい、お答えいたします。そのような情報があれば逐次説明に伺いたいという風に思っております。以上であります。

安東議長

はい、斉藤議員

斉藤議員

あの～現地点の3市における部分については各市長さんが地元で対処なさる事なんでしょうが、私が一番言いたいことは現有施設で働いている職員の皆さんで雇用の継続という部分について、一番お願いしたいことなんです。まっ当然皆さん県出身でありますから、即解雇に繋がるようなことはしないと思うんで、ぜひその辺、点を御配慮いただきたいという風に思います。

次に3項目めの施設からの余熱利用であります。これも先進地に行きますと、スポーツ施設に関連して温水プールとか非常にま〜良い施設もあります。これもま〜現地視察に行って広域事務組合として、してですね。否定することもなく、私は行ってこういう施設は作るべきじゃない。と、個人的には思っているわけですけど、やっぱり一緒に行った地元住民はこういう施設もできるんだなという事が含まれている。今後ね、こういったその箱もんですよね？箱もんが、広域事務組合に関連施設として要望が地元から挙がった場合、どう対処しますか？

岡部事務局長

はい。

安東議長

はい、事務局長 岡部君

岡部事務局長

お答えいたします。地元からはすでに関連施設への要望が宇佐市の方に挙がっているという風に聞いておりました、それに伴って都市計画公園の内容を検討しているという風に聞いております。以上でございます。

安東議長

はい、斉藤議員

斉藤議員

あの一先ほど答弁にあったように施設としては、広域として取り組まざるえない部分もある。その接点は当然、宇佐市の市長が中心になるわけですが、宇佐市と広域事務組合の協議の場所ってというのは、どういった形で正式に設けているのですか？現在？

岡部事務局長

はい。

安東議長

はい、事務局長 岡部君

岡部事務局長

お答えいたします。それぞれの担当課とは随時、あの連絡調整をしておる状況であります。以上でございます。

安東議長

はい、斉藤議員。

斉藤議員

あの〜宇佐市に都市公園の部分については、ちょっと苦言を9月に定例会で提案させていただきましたけれども、高田と国東の市長さん、あの宇佐市もご存知の通り箱もんも多いし、財政難って今からありますんで、市長の変わりに言うわけではないんですけど、箱もん建設っちゃうのは、まず宇佐市の場合は無理だと思うんですよ。そういった部分で今回この質問の中になるべく建設費をなくて、今、最も求められるのは何かっていう事でこういうような質問になりました。まっ今後ですね。もしそういう話す機会があったら、3市ですね、ご提言をちょっと胸にいただいて、いい提案じゃないかと私自身思うんで、ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。以上で終わります。

安東議長

以上で全ての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を終結致します。

日程第七、これより議案審議に入ります。議題十三号、「平成二十八年度 宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第二号）」を議題と致します。

只今のところ、発信通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

安東議長

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより議第十三号について採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第十三号は原案のとおり可決されました。

次に、議第十四号「平成二十七年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより議第十四号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第十四号は、原案のとおり認定されました。

次に、議第十五号、「宇佐・高田・国東広域事務組合行政財産使用料条例の制定について」を議題と致します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより議第十五号を採決致します。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第十五号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第十六号、「宇佐・高田・国東広域事務組合財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の制定について」を議題と致します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

安東議長

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより議第十六号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第十六号は、原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、平成二十八年第三回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会致します。どうもご苦労様でした。

以上、会議の顛末を筆記し、その正当なることを認め、ここに署名押印をする。

平成 28 年 11 月 25 日

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

議 長 安東 正洋

署名議員 木田 憲治

署名議員 辛島 光司